

新型コロナウイルス感染症に関連する**主な支援策**

太枠の支援策：春日井市独自の支援 ※ 5月15日時点

		対 象	支 援 策 ・ 問 い 合 わ せ
個人向け	給付	離職や休業等で生活が困窮し、住居を失った・失う恐れがある人	生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金） 期間を定めて家賃相当額を支給 自立支援相談コーナー（☎ 85 - 6152）
		就学援助受給対象者	給食費の特例措置 臨時休校に伴い予定されていた食数分の給食費相当額を支給 学校教育課（☎ 85 - 6442）
		感染症の影響で収入が減少し、就学が困難な人	就学援助認定の特例措置 収入が減少した直近1か月の所得状況で認定を実施 学校教育課（☎ 85 - 6442）
	貸付	休業や失業等により生活に困っている人	生活福祉資金貸付事業 緊急小口資金（休業等された世帯向け）および総合支援資金（失業等により緊急小口資金だけでは不足する世帯向け（生活支援費））の貸し付け 申請期限：7月31日（金）まで 市社会福祉協議会（☎ 86 - 9228）
		免除	業務の喪失や売上げの減少等により収入が減少し、国民年金保険料の支払いが困難な人
	事業者向け	給付	県の休業協力要請に応じて、休業や営業時間短縮の協力をした中小事業者 【例】 <u>スポーツクラブ、学習塾、アウトドア用品店、飲食店など</u>
県の協力金の対象ではない小売業や生活関連サービス業、飲食サービス業の中小事業者 【例】 <u>スーパー、文房具店、美容院・理髪店、弁当屋など</u>			新型コロナウイルス感染症対策支援金 10万円の支援金を支給 申請期限：6月30日（火）まで 市協力金・支援金事務室（☎ 85 - 6982）
一か月の売上が前年同月比で50%以上減少したが、今後も事業を継続したい事業者			持続化給付金（国） 中小事業者等は最大200万円、個人事業者等は最大100万円を支給 申請期限：令和3年1月15日（金）まで 持続化給付金事業コールセンター（☎ 0120 - 115 - 570）

対象

支援策・問い合わせ

助成・補助

事業活動が縮小したが、雇用維持のため従業員を休業させた事業者

雇用調整助成金の特例措置（国）
休業手当に要した費用の一部を助成
緊急対応期間：4月1日（水）～6月30日（火）
雇用調整助成金コールセンター
☎ 0120 - 60 - 3999

国の雇用調整助成金を受けた中小事業者

雇用安定支援補助金
緊急対応期間に係る雇用調整助成金支給額の10%相当額を補助
申請が必要

経済振興課 ☎ 85 - 6246

感染症の影響を受けている中小事業者等

【例】飲食店が新たにテイクアウト、デリバリーを始めたい、など

新規事業への展開、業態転換支援事業
新規事業への展開や業態転換に対して、補助金を交付
実施期間：令和2年度

春日井商工会議所 ☎ 81 - 4141

融資

感染症の影響で経営の安定に支障を来し、融資を受けたい中小事業者

セーフティネット保証・危機関連保証
金融機関の行う制度融資のセーフティネット保証（4号、5号）および危機関連保証の認定を実施
申請期限 セーフティネット（4号）：6月1日（月）まで※延長予定
危機関連保証：令和3年1月31日（日）まで

経済振興課 ☎ 85 - 6240

期限延長

通常の業務体制の維持が困難など、やむを得ない理由で期限までに法人市民税・事業所税の申告ができない事業者

法人市民税・事業所税の申告・納付期限の延長
当該理由が収まった後、速やかにその旨を申告すれば期限の延長を実施

市民税課 ☎ 85 - 6097

派遣

社内体制整備や経営基盤強化等のため、アドバイスが欲しい中小事業者等

【例】国の助成金を申請したい、就業規則を変更したい、など

円滑な制度活用等支援（専門家の派遣）
雇用調整助成金の申請やテレワークの推進に係る取り組みなどに対し、社会保険労務士等の専門家を派遣
実施期間：令和2年度

春日井商工会議所 ☎ 81 - 4141

免除

すべての世帯・事業者

水道の基本料金の免除
6月請求分（5月検針）～11月請求分（10月検針）
申請不要
上下水道業務課お客様窓口 ☎ 85 - 6411

相談

事業等の収入に相当の減少があり、市税等の納付が困難

徴収猶予についての相談
収納課 ☎ 85 - 6111

水道料金等の支払いが困難

水道料金などの納付相談
上下水道業務課お客様窓口 ☎ 85 - 6411